

玄米・精米の表示

包装されたお米を消費者に販売する際、JAS法に基づいた品質表示が必要です。

(「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」及び「販売者」を一括



平成21年1月 お米の表示方法が変わりました。但し、平

単一原料米を使用した場合

「産地、品種及び産年が同一であり、かつ、産地、品種及び産年が証明されたもの」

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 北海道産	ななつぼし	〇〇年産
内容量	〇〇kg		
精米年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
販売者	農林 太郎 北海道〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

玄米の場合には「玄米」、もち精米の場合には「もち精米」と記載

「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記します。なお、使用割合欄はなくなりました。

販売者の名称、住所及び電話番号

玄米の場合は項目を「調製年月日」に代え、調製した日を記載します。

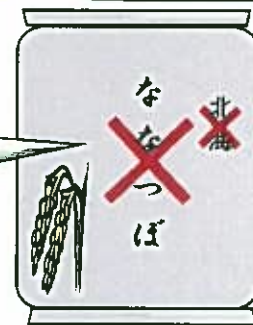
未検査米を使用した場合

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米 国内産			10割
内容量	〇〇kg			
精米年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販売者	農林 太郎 北海道〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

農産物検査法による証明を受けていない旨(「未検査米」などの記載)に加え、国産品であることと使用割合を「割」で記載します。(記載の仕方が%から割に変更)
※ 産地・品種・産年は記載できません。

一括表示欄以外

農産物検査法による証明を受けていない場合には、一括表示の原料玄米欄のほか一括表示欄以外(デザイン面)にも産地・品種・産年は記載できません。



お問い合わせ先 : 北海道農政事務所表示・規格課 または 各地域課